

(別紙)

建設工事における配置技術者等の適正な運用について

1 目的

鳥取県発注の建設工事に配置される主任（監理）技術者、監理技術者補佐、現場代理人、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号鳥取県県土整備部長通知）の4に規定する追加技術者（以下これらを「技術者等」という。）及び鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領（平成21年6月3日付第200800165845号鳥取県県土整備部長通知）及び鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領（平成21年7月28日付第200900072121号）の別表第4欄に掲げる職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条に規定する技能士（以下「技能士」という。）の入札及び契約等に係る取扱については、建設業法（昭和24年法律第100号）、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通知）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に定めるもののほか、この通知によるものとする。

2 対象工事

鳥取県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）とする。

3 技術者等及び技能士の条件

(1) 工事現場に配置する技術者等及び技能士は、法人の常勤の役員、個人事業主又は次の表の第1欄及び第2欄から第5欄までの技術者等の区分に応じそれぞれに定める日から遡って3月以上直接的かつ継続的な雇用関係が継続している者であること。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者 監理技術者補佐		追加技術者	技能士
		専任を要する工事	専任を要しない工事		
制限付一般競争入札	契約日	開札日	契約日	開札日	開札日の前日
一般競争入札（制限付一般競争入札を除く。）		応募書類の提出期間の末日			
随意契約による工事又は指名競争入札		入札日又は見積合わせの日		入札日又は見積合わせの日	入札日又は見積合わせの前日

(2) 次に掲げるときは、それぞれに定める雇用期間を現に属する建設業者の雇用期間に加えることができる。

ア 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更を行い、変更前後の組織で継続性が認められる場合で、組織変更前の他の建設業者の常勤の役員、個人事業主又は雇用者を鳥取県発注の建設工事に技術者等及び技能士として配置するとき 当該組織変更前の他の建設業者における雇用期間（法人の役員にあっては役員在任期間を含み、個人事業主にあっては事業期間とする。以下同じ。）

イ 建設業法第29条第1項第4号の規定により建設業許可を全て取消された他の建設業者の常勤の役員、個人事業主又は雇用者を当該取消の日から起算して1月以内に雇用し、当該者を鳥取県発注の建設工事に技術者等（主任（監理）技術者を除く。）及び技能士として配置するとき（当該者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として工事を施工管理した実績を有するときに限る。） 当該他の建設業者にお

ける雇用期間

4 現場代理人の要件

現場代理人は、3に定める条件に加え、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 営業所の専任技術者又は建設業の経營業務の管理を行う者（建設業の経營業務の管理を行う者を直接に補佐する者を含む。以下「経營業務の管理責任者等」という。）のいずれでもないこと。
- (2) 他の工事に配置していない者であって現場代理人の職務を理解し、配置されようとしている工事（以下「配置予定工事」という。）に常駐できるものであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、他の工事に配置している技術者等（監理技術者を除く。）を当該配置予定工事の現場代理人として配置することができるものとする。
 - ア 当該配置予定工事が、配置している他の工事と密接な関係があると発注者が認めたものであるとき
 - イ 他の工事に配置している場合で、当該他の工事が実質完成し、当該他の工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと承諾したことを証する書面（工事打合せ簿等）を所属建設業者が提出したとき

5 主任技術者の要件

主任技術者は、3に定める条件に加え、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 配置予定工事が専任を要しないものである場合は、次の条件をすべて満たす者であること。
 - ア 他の工事に常駐が必要な現場代理人として配置していないものであること。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、当該他の工事に配置している現場代理人を配置予定工事の主任技術者として配置できるものとする。
 - （ア）配置予定工事が、配置している他の工事と密接な関係があると発注者が認めたものであるとき
 - （イ）当該他の工事に配置している場合で、当該他の工事が実質完成し、当該他の工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと承諾したことを証する書面（工事打合せ簿等）を所属建設業者が提出したとき
 - イ 県工事の配置技術者等として2件を超えないこと。ただしアの（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、当該他の工事に配置している技術者等を配置予定工事の主任技術者として配置することができるものとし、この場合は、当該他の工事と配置予定工事とをして1件とみなす。
 - ウ 配置予定工事箇所が所在する県土整備事務所、総合事務所（日野振興センターを除く。）又は日野振興センター（以下「事務所等」という。）管内と異なる事務所等管内の県工事に技術者等として配置していないこと。
- (2) 配置予定工事が専任を要しないものである場合で、営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者等を技術者等として配置するときは、(1)に掲げるもののほか、次の条件をすべて満たす者であること。
 - ア 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者等としての職務も行い得る状況にあること。
 - イ 当該営業所で請負契約が締結された工事であること。
 - ウ 工事現場が当該営業所を管轄する事務所等管内であること。
 - エ 配置予定工事の現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (3) 配置予定工事が専任を要するものである場合は、次の条件をすべて満たす者であること。
 - ア 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者等のいずれでもないこと。
 - イ 他の工事に配置していない者で配置予定工事に専任できるものであること。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、他の工事に配置している技術者等を当

該配置予定工事の主任技術者として配置することができるものとする。この場合において、他の工事に配置している監理技術者を当該配置予定工事の主任技術者として配置するときは、(ア)又は(イ)に掲げる条件に加え、(ウ)の条件も満たしていなければならない。

(ア) 当該配置予定工事が、配置している他の工事と密接な関係があると発注者が認めたものであるとき

(イ) 専任を要する他の工事に配置している場合で、当該他の工事が実質完成し、当該他の工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと承諾したことを証する書面（工事打合せ簿等）を所属建設業者が提出したとき

(ウ) 配置している他の工事の契約工期と配置予定工事の契約工期が重複し、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるとき（配置予定工事の請負契約を、配置している他の工事の請負者と随意契約により締結する場合に限る。）

6 監理技術者の要件

監理技術者は、3に定める条件に加え、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者等のいずれでもないこと。
- (2) 他の工事に配置していない者で配置予定工事に専任できるものであること。ただし、配置している他の工事の契約工期と配置予定工事の契約工期が重複し、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（配置予定工事の請負契約を、配置している他の工事の請負者と随意契約により締結する場合に限る。）は当該他の工事に配置している技術者等（現場代理人及び追加技術者を除く。）を当該配置予定工事の監理技術者として配置することができるものとする。
- (3) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）を配置する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 予定価格が2億円未満の工事に配置するものであること。
なお、配置する一方の工事が県工事以外の場合は、それぞれの発注機関が定める要件を満たしていること。
 - イ 配置する一方の工事が、年間道路維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事でないこと。
 - ウ 技術提案評価型総合評価により発注する工事でないこと。
 - エ 低価格入札が行われた工事でないこと。
 - オ 配置予定工事箇所が所在する事務所等管内と同一の事務所等管内の工事であること。
なお、配置する工事の発注機関は問わない。
 - カ それぞれ配置する工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - キ 県工事に専任で配置している監理技術者を、特例監理技術者として他の工事の入札に係る配置予定技術者としようとするときは、書面（工事打合せ簿等）によりあらかじめ発注機関に協議し承諾を得ておくこと。

7 監理技術者補佐の要件

監理技術者補佐は、3に定める条件に加え、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者等のいずれでもないこと。
- (2) 他の工事に配置していない者で配置予定工事に専任できるものであること。ただし、配置している他の工事の契約工期と配置予定工事の契約工期が重複し、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（配置予定工事の請負契約を、配置している他の工事の請負者と随意契約により締結する場合に限る。）は当該他の工事に配置している技術者等（現場代理人及び追加技術者を除く。）を当該配置予定工事の監理技術者補佐として配置することができるものとする。

8 追加技術者の要件

追加技術者においては、3に定める条件に加え、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者等のいずれでもないこと。
- (2) 配置予定工事の現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者として配置した者でないこと。
- (3) 他の工事に配置していない者で、配置予定工事に専任できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当するときは、他の工事に配置している技術者等（監理技術者を除く。）を当該配置予定工事の追加技術者として配置することができるものとする。

ア 配置予定工事が、配置している他の工事と密接な関係があると発注者が認めたものであるとき

イ 他の工事に配置している場合で、当該他の工事が実質完成し、当該他の工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと承諾したことを証する書面（工事打合せ簿等）を所属建設業者が提出したとき

9 技術者等の配置期間

技術者等を配置した県工事（以下「配置工事」という。）の当該技術者等の配置期間は、原則として契約日から完成検査が終了する日までとする。

ただし、次に掲げる期間は専任を要さない。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

イ 配置工事を一時中止している期間

ウ 配置工事が実質完成し、当該配置工事の発注者が現場及び工事資料を確認し問題がないと判断したときから完成検査が終了するまでの期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事の工場製作又は外注製造のみが行われている期間

オ その他発注機関が他の規定に基づき認めた期間

10 提出書類

(1) 提出書類

ア 所属建設業者は、次の表の第1欄及び第2欄から第4欄までの技術者等の区分に応じ、それぞれに定める書類を11に定める時まで発注機関に提出すること。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者 監理技術者補佐		追加技術者
		専任を要する工事	専任を要しない工事	
一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）	現場代理人選任通知書	入札参加申込書	主任技術者等選任通知書	追加技術者調書及び追加技術者選任通知書
随意契約による工事又は指名競争入札		主任技術者等選任通知書		

イ 6の（3）により発注機関の承諾を得て特例監理技術者となった場合は、当該他の工事の契約日まで、監理技術者補佐を配置した旨の主任技術者等選任通知書を発注機関

に提出すること。

(2) 添付書類

所属建設業者は、(1)の書類に加え、原則として技術者等に係る次の表の左欄に掲げるいずれかの書類の右欄に掲げる事項が確認できる部分の写しを提出すること。

書類名称	添付部分
監理技術者資格者証	所属建設業者の商号若しくは名称、変更履歴（裏書）、交付年月日又は変更履歴（裏書）、対象者氏名
健康保険被保険者証	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
住民税特別徴収税額通知書	所属建設業者の商号又は名称、通知年月日、対象者氏名
雇用保険者証	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
源泉徴収票	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名
確定申告書	所属建設業者の商号又は名称、交付年月日、対象者氏名

注 確定申告書は個人企業の場合のみとする。

1 1 確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表の第1欄及び第2欄から第4欄までの技術者等の区分それぞれ定める時点で、10に定める書類によりそれぞれの技術者等に係る要件を満たしているかどうかの確認を行うものとする。

ただし、工場製作を含む工事等これにより難しい場合は発注機関が別に定めるものとする。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者		追加技術者
		専任を要する工事	専任を要しない工事	
制限付一般競争入札	契約時	開札時	契約時	開札時（追加技術者選任通知書にあっては契約時）
一般競争入札（制限付一般競争入札を除く。）		応募書類の提出時		
随意契約による工事又は指名競争入札		入札日又は見積合せの日		

1 2 技術者等の登録及び確認

受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、契約（変更契約を含む。）後及び工事完成検査後には10日以内、訂正時には適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更の登録は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は必要としない。

受注者は登録機関が発行した「工事カルテ受領書」を受理したときは、その写しを発注機関に提出しなければならない。

附 則
(施行期日)

この改正は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成25年4月1日から施行し、改正後の3(1)及び9(1)の規定は、平成25年4月22日以降に調達公告を行う建設工事(平成25年5月10日以降に開札するものに限る)から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

